協議第８０号　　　　　　　　　　　　　　　　平成１６年5月１３日確認

各種事務事業の取扱い（児童福祉事業その１）について

各種事務事業の取扱い（児童福祉事業その１）について別冊のとおり提出する。

平成１６年5月１３日提出

津地区合併協議会
会長　近　藤　康　雄

協議第80号

協　議　会　協　議　項　目　（　案　）

各種事務事業の取扱いについて
児童福祉事業（その1）

津　地　区　合　併　協　議　会

様式4

津地区合併協議会　調整内容表

協議項目	25 各種事務事業の取扱い	専門部会	福祉保健部会
関係項目	児童福祉事業	分科会	保育分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
3 保育料事務	保育所入所負担金一覧・・・別紙	・同左	・同左	・同左	・同左	・同左

様式４

津 地 区 合 併 協 議 会　　調 整 内 容 表

調 整 の 内 容	３．新たに制度を制定する。（合併と同時）

構成市町村の現況				調整の具体的内容
香 良 洲 町	一 志 町	白 山 町	美 杉 村	
・同左	・同左	・同左	・同左	・保育所入所負担金については、国徴収金額の合計の概ね７２％（１０市町村の平成１３年度実績の加重平均）で徴収する方向で調整する。 ・階層区分については、国の階層区分を原則とし、各市町村の実態を踏まえ細分化を図る。 ・細分化を図っても、入所負担金が大幅な上昇となる区分については、経過措置を講じる。

津地区合併協議会　保育所入所負担金一覧

現行保育料（３歳以上児）

構成市町村別現況（３歳以上児）

市町村別内容

国

階層区分	定義	徴収金
第1	生活保護世帯	0円
第2	市町村民税非課税世帯	6,000円
第3	市町村民税課税世帯	16,500円
第4	64000円未満	27,000円（保育単価限度）
第5	64,000円以上160,000円未満	41,500円（保育単価限度）
第6	160,000円以上408,000円未満	58,000円（保育単価限度）
第7	408,000円以上	77,000円（保育単価限度）

津市

階層区分	定義	保育料
第1	生活保護世帯	0円
第2	児童扶養手当受給	3,500円
	その他	4,500円
第3	均等割	9,000円
	所得割	11,000円
	14,000円未満	15,000円
	14,000円以上40,000円未満	21,000円
	40,000円以上90,000円未満	28,000円
	90,000円以上140,000円未満	30,000円
	140,000円以上240,000円未満	31,000円
	240,000円以上370,000円未満	32,000円
	370,000円以上	33,000円

久居市

階層区分	定義	保育料
第1	生活保護世帯	0円
第2	母子世帯等	1,600円
	その他	3,100円
第3	均等割	5,700円
	所得割5,000円未満	6,800円
	所得割5,000円以上	8,000円
	3,000円未満	9,100円
	3,000円以上10,000円未満	10,800円
	10,000円以上15,000円未満	11,500円
	15,000円以上20,000円未満	13,000円
	20,000円以上30,000円未満	14,200円
	30,000円以上45,000円未満	16,800円
	45,000円以上60,000円未満	18,800円
	60,000円以上80,000円未満	20,400円
	80,000円以上90,000円未満	21,700円
	90,000円以上120,000円未満	22,900円
	120,000円以上150,000円未満	24,200円
	150,000円以上180,000円未満	25,400円
	180,000円以上210,000円未満	26,700円
	210,000円以上240,000円未満	27,900円
	240,000円以上270,000円未満	28,700円
	270,000円以上430,000円未満	29,700円
	430,000円以上	30,200円

河芸町

階層区分	定義	保育料
第1	生活保護世帯	0円
第2	非課税世帯	4,200円
第3	課税世帯	11,500円
	24,000円未満	16,700円
	24,000円以上64,000円未満	22,000円
	64,000円以上112,000円未満	26,000円
	112,000円以上160,000円未満	29,800円
	160,000円以上240,000円未満	31,200円
	240,000円以上408,000円未満	31,700円
第7	408,000円以上	36,700円

芸濃町

階層区分	定義	保育料
第1	生活保護世帯	0円
第2	母子世帯等	0円
	その他	5,000円
第3	母子世帯等	14,000円
	その他	15,000円
	17,000円未満	20,000円
	17,000円未満50,000円未満	20,500円
	50,000円以上80,000円未満	21,000円
	80,000円以上110,000円未満	21,500円
	110,000円以上140,000円未満	22,000円
	140,000円以上170,000円未満	22,500円
	170,000円以上200,000円未満	23,000円
	200,000円以上250,000円未満	23,500円
	250,000円以上300,000円未満	24,000円
	300,000円以上350,000円未満	24,500円
	350,000円以上400,000円未満	25,000円
	400,000円以上450,000円未満	25,500円
	450,000円以上510,000円未満	26,000円
	510,000円以上	28,000円

美里村

階層区分	定義	保育料
第1	生活保護世帯	0円
第2	母子世帯等	0円
	その他	5,100円
第3	母子世帯等	13,000円
	その他	14,000円
第4	64000円未満	21,600円
第5	64,000円以上160,000円未満	31,100円
第6	160,000円以上408,000円未満	38,000円
第7	408,000円以上	46,200円

安濃町

階層区分	定義	保育料
第1	生活保護世帯	0円
第2	母子世帯等	0円
	その他	5,400円
第3	母子世帯等	13,400円
	その他	14,900円
	16,000円未満	16,100円
	16,000円以上32,000円未満	17,300円
	32,000円未満48,000円未満	18,500円
	48,000円以上64,000円未満	19,700円
	64,000円以上83,200円未満	20,800円
	83,200円以上102,000円未満	23,100円
	102,000円以上121,600円未満	25,000円
	121,600円以上140,800円未満	26,500円
	140,800円以上160,000円未満	28,000円
	160,000円以上191,000円未満	
	191,000円以上222,000円未満	
	222,000円以上253,000円未満	
	253,000円以上284,000円未満	
	284,000円以上315,000円未満	
	315,000円以上346,000円未満	
	346,000円以上377,000円未満	
	377,000円以上408,000円未満	
	408,000円以上457,000円未満	
	457,000円以上506,000円未満	
	506,000円以上555,000円未満	
	555,000円以上604,000円未満	
	604,000円以上653,000円未満	
	653,000円以上702,000円未満	
	702,000円以上751,000円未満	
	751,000円以上800,000円未満	
	800,000円以上	

香良洲町

階層区分	定義	保育料
第1	生活保護世帯	0円
第2	母子世帯等	0円
	その他	3,000円
第3	課税世帯	9,900円
第4	64,000円未満	19,000円
第5	64,000円以上160,000円未満	29,000円
第6	160,000円以上408,000円未満	35,000円
第7	408,000円以上	40,000円

一志町

階層区分	定義	保育料
第1	生活保護世帯	0円
第2	非課税世帯	3,000円
第3	課税世帯	9,000円
	80,000円未満	17,000円
	80,000円以上200,000円未満	26,000円
	200,000円以上510,000円未満	31,000円
	510,000円以上	36,000円

白山町

階層区分	定義	保育料
第1	生活保護世帯	0円
第2	非課税世帯	4,500円
第3	均等割	5,200円
	所得割	7,200円
	17,000円未満	11,800円
	17,000円以上80,000円未満	16,500円
	80,000円以上140,000円未満	21,500円
	140,000円以上200,000円未満	23,000円
	200,000円以上510,000円未満	25,000円
	510,000円以上	27,000円

美杉村

階層区分	定義	保育料
第1	生活保護世帯	0円
第2	母子世帯等	0円
	その他	2,000円
第3	母子世帯等	6,600円
	その他	7,600円
第4	64000円未満	14,300円
第5	64,000円以上160,000円未満	22,100円
第6	160,000円以上408,000円未満	27,500円
第7	408,000円以上	30,900円

津地区合併協議会　保育所入所負担金一覧

現行保育料（３歳未満児）

構成市町村別現況（３歳未満児）

市町村別内容

国

階層区分	定義	徴収金
第1	生活保護世帯	0円
第2	市町村民税非課税世帯	9,000円
第3	市町村民税課税世帯	19,500円
第4	64000円未満	30,000円
第5	64,000円以上160,000円未満	44,500円
第6	160,000円以上408,000円未満	61,000円
第7	408,000円以上	80,000円（保育単価限度）

津市

階層区分	定義	保育料
第1	生活保護世帯	0円
第2	児童扶養手当受給	4,500円
	その他	6,000円
第3	均等割	11,000円
	所得割	13,000円
	14,000円未満	18,000円
	14,000円以上40,000円未満	24,000円
	40,000円以上90,000円未満	31,000円
	90,000円以上140,000円未満	38,000円
	140,000円以上240,000円未満	46,000円
	240,000円以上370,000円未満	48,000円
	370,000円以上	49,500円

久居市

階層区分	定義	保育料
第1	生活保護世帯	0円
第2	母子世帯等	2,200円
	その他	4,400円
第3	均等割	8,500円
	所得割5,000円未満	9,600円
	所得割5,000円以上	10,600円
	3,000円未満	11,900円
	3,000円以上10,000円未満	13,000円
	10,000円以上15,000円未満	14,300円
	15,000円以上20,000円未満	15,600円
	20,000円以上30,000円未満	17,100円
	30,000円以上45,000円未満	19,600円
	45,000円以上60,000円未満	21,600円
	60,000円以上80,000円未満	24,100円
	80,000円以上90,000円未満	26,800円
	90,000円以上120,000円未満	30,400円
	120,000円以上150,000円未満	32,100円
	150,000円以上180,000円未満	33,900円
	180,000円以上210,000円未満	35,400円
	210,000円以上240,000円未満	37,100円
	240,000円以上270,000円未満	38,900円
	270,000円以上430,000円未満	41,800円
	430,000円以上	42,500円

河芸町

階層区分	定義	保育料
第1	生活保護世帯	0円
第2	非課税世帯	6,300円
第3	課税世帯	13,600円
	24,000円未満	19,300円
	24,000円以上64,000円未満	24,000円
	64,000円以上112,000円未満	34,800円
	112,000円以上160,000円未満	40,800円
	160,000円以上240,000円未満	43,300円
	240,000円以上408,000円未満	44,500円
	408,000円以上	56,000円

芸濃町

階層区分	定義	保育料
第1	生活保護世帯	0円
第2	母子世帯等	0円
	その他	7,000円
第3	母子世帯等	17,000円
	その他	18,000円
	17,000円未満	23,000円
	17,000円以上50,000円未満	27,000円
	50,000円以上80,000円未満	30,000円
	80,000円以上110,000円未満	32,000円
	110,000円以上140,000円未満	33,000円
	140,000円以上170,000円未満	35,000円
	170,000円以上200,000円未満	37,000円
	200,000円以上250,000円未満	38,000円
	250,000円以上300,000円未満	39,000円
	300,000円以上350,000円未満	40,000円
	350,000円以上400,000円未満	41,000円
	400,000円以上450,000円未満	42,000円
	450,000円以上510,000円未満	43,000円
	510,000円以上	57,000円

美里村

階層区分	定義	保育料
第1	生活保護世帯	0円
第2	母子世帯等	0円
	その他	7,600円
第3	母子世帯等	15,500円
	その他	16,600円
第4	64000円未満	24,000円
第5	64,000円以上160,000円未満	33,400円
第6	160,000円以上408,000円未満	42,700円
第7	408,000円以上	52,000円

安濃町

階層区分	定義	保育料
第1	生活保護世帯	0円
第2	母子世帯等	0円
	その他	8,100円
第3	母子世帯等	16,700円
	その他	17,600円
	16,000円未満	18,700円
	16,000円以上32,000円未満	19,900円
	32,000円未満48,000円未満	21,100円
	48,000円以上64,000円未満	22,300円
	64,000円以上83,200円未満	23,500円
	83,200円以上102,000円未満	25,700円
	102,000円以上121,600円未満	27,900円
	121,600円以上140,800円未満	30,100円
	140,800円以上160,000円未満	32,300円
	160,000円以上191,000円未満	34,600円
	191,000円以上222,000円未満	36,500円
	222,000円以上253,000円未満	38,400円
	253,000円以上284,000円未満	40,300円
	284,000円以上315,000円未満	42,200円
	315,000円以上346,000円未満	44,100円
	346,000円以上377,000円未満	46,000円
	377,000円以上408,000円未満	48,300円
	408,000円以上457,000円未満	50,900円
	457,000円以上506,000円未満	53,600円
	506,000円以上555,000円未満	56,100円
	555,000円以上604,000円未満	58,700円
	604,000円以上653,000円未満	61,300円
	653,000円以上702,000円未満	63,900円
	702,000円以上751,000円未満	66,500円
	751,000円以上800,000円未満	69,100円
	800,000円以上	72,000円

香良洲町

階層区分	定義	保育料
第1	生活保護世帯	0円
第2	母子世帯等	0円
	その他	4,500円
第3	課税世帯	11,700円
第4	64,000円未満	21,000円
第5	64,000円以上160,000円未満	31,500円
第6	160,000円以上408,000円未満	42,700円
第7	408,000円以上	48,000円

一志町

階層区分	定義	保育料
第1	生活保護世帯	0円
第2	非課税世帯	5,000円
第3	課税世帯	12,000円
	80,000円未満	22,000円
	80,000円以上200,000円未満	38,000円
	200,000円以上510,000円未満	49,000円
	510,000円以上	55,000円

白山町

階層区分	定義	保育料
第1	生活保護世帯	0円
第2	非課税世帯	5,900円
第3	均等割	7,700円
	所得割	9,600円
	17,000円未満	14,500円
	17,000円以上80,000円未満	21,500円
	80,000円以上140,000円未満	27,000円
	140,000円以上200,000円未満	34,500円
	200,000円以上510,000円未満	38,000円
	510,000円以上	42,500円

美杉村

階層区分	定義	保育料
第1	生活保護世帯	0円
第2	母子世帯等	0円
	その他	2,900円
第3	母子世帯等	9,500円
	その他	10,500円
第4	64000円未満	18,000円
第5	64,000円以上160,000円未満	28,800円
第6	160,000円以上408,000円未満	36,900円
第7	408,000円以上	42,300円

津 地 区 合 併 協 議 会　参 考 資 料

3. 保育料事務

現行徴収金状況　　平成13年度実績

構成市町村別現況

区分		階層区分	定義	津市		久居市		河芸町		芸濃町		美里村		安濃町		香良洲町		一志町		白山町		美杉村		計	
市町村別内訳	国徴収金額に対する階層別児童数	第1	生活保護法による被保護世帯	202人	0.6%	52人	0.6%	21人	0.5%							8人	1.0%			60人	2.2%			343人	0.6%
		第2	市町村民税非課税世帯	5,025人	14.5%	986人	11.1%	650人	17.0%	158人	18.1%	40人	4.7%	110人	6.5%	110人	14.3%	149人	6.9%	370人	13.6%	78人	6.8%	7,676人	13.3%
		第3	市町村民税課税世帯	3,322人	9.6%	880人	9.9%	581人	15.2%	48人	5.5%	72人	8.4%	134人	8.0%	138人	18.0%	312人	14.4%	434人	15.9%	172人	14.9%	6,093人	10.6%
		第4	64,000円未満	6,447人	18.5%	1,753人	19.7%	773人	20.2%	176人	20.1%	176人	20.5%	331人	19.6%	121人	15.8%	347人	16.1%	566人	20.8%	328人	28.4%	11,018人	19.1%
		第5	64,000円以上160,000円未満	7,460人	21.4%	2,296人	25.8%	837人	21.9%	208人	23.8%	247人	28.8%	363人	21.6%	183人	23.8%	546人	25.3%	729人	26.7%	194人	16.8%	13,063人	22.6%
		第6	160,000円以上408,000円未満	8,882人	25.6%	2,304人	25.9%	829人	21.7%	233人	26.6%	238人	27.8%	571人	33.9%	148人	19.3%	618人	28.6%	422人	15.5%	357人	31.0%	14,602人	25.3%
		第7	408,000円以上	3,418人	9.8%	626人	7.0%	132人	3.5%	52人	5.9%	84人	9.8%	175人	10.4%	60人	7.8%	187人	8.7%	145人	5.3%	24人	2.1%	4,903人	8.5%
		計（延べ児童数）		34,756人		8,897人		3,823人		875人		857人		1,684人		768人		2,159人		2,726人		1,153人		57,698人	

区分		項目	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町	香良洲町	一志町	白山町	美杉村	計
市町村別内訳	現行徴収金	延べ児童数①	34,756人	8,897人	3,823人	875人	857人	1,684人	768人	2,159人	2,726人	1,153人	57,698人
		徴収金額②	1,060,679,080円	278,603,920円	108,098,060円	26,605,230円	28,500,140円	67,842,900円	24,028,940円	69,147,560円	84,333,500円	37,452,180円	1,785,291,510円
		保育料③	839,611,680円	171,050,990円	78,108,460円	17,379,250円	23,473,600円	40,477,230円	16,862,800円	48,635,200円	42,621,200円	19,328,800円	1,297,549,210円
		市町村負担分②−③	221,067,400円	107,552,930円	29,989,600円	9,225,980円	5,026,540円	27,365,670円	7,166,140円	20,512,360円	41,712,300円	18,123,380円	487,742,300円
		国との比率③÷②	79.2%	61.4%	72.3%	65.3%	82.4%	59.7%	70.2%	70.3%	50.5%	51.6%	72.7%
		平均月額保育料③÷①	24,157円	19,226円	20,431円	19,862円	27,390円	24,036円	21,957円	22,527円	15,635円	16,764円	22,489円

保育料（案）

	項目	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町	香良洲町	一志町	白山町	美杉村	計
現行徴収金額に対する72%の試算	保育料A	763,688,938円	200,594,822円	77,830,603円	19,155,766円	20,520,101円	48,846,888円	17,300,837円	49,786,243円	60,720,120円	26,965,570円	1,285,409,887円
	現行保育料との差額A−③	−75,922,742円	29,543,832円	−277,857円	1,776,516円	−2,953,499円	8,369,658円	438,037円	1,151,043円	18,098,920円	7,636,770円	−12,139,323円
	市町村負担分②−A	296,990,142円	78,009,098円	30,267,457円	7,449,464円	7,980,039円	18,996,012円	6,728,103円	19,361,317円	23,613,380円	10,486,610円	499,881,623円
	平均月額保育料A÷①	21,973円	22,546円	20,359円	21,892円	23,944円	29,006円	22,527円	23,060円	22,274円	23,387円	22,278円

【参 考】　10市町村平均　72.7%

保育料適用時期（案）

合併年度（平成17年1月から3月）については、現行のまま（不均一料金）とし、合併翌年度（平成17年4月）から統一料金（新保育料）とする。